

平成19年度秋田県環境審議会第4回八郎湖水質保全部会 議事概要

- 1 開催日時 平成20年2月19日(火)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 秋田県総合庁舎4階第4・5会議室
- 3 出席委員 片野部会長、近藤正委員、齋藤恵美委員、佐藤敦委員、
杉本八十治委員、田中宏樹委員代理松岡直之氏、
西村敦子委員、福井孝委員代理佐々木透氏、保科武毅委員
県：加藤生活環境文化部長、佐藤生活環境文化部次長、
桑原生活環境文化部参事兼環境あきた創造課長、
佐々木環境あきた創造課環境管理室長、
菅原環境あきた創造課八郎湖環境対策室長、ほか関係職員

4 議 事 諮問事項

- (1) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準の制定について
- (2) 八郎湖に係る湖沼水質保全計画の策定について

5 質疑(意見)の概要

【「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準の制定について」】

委員

現状として、ふん尿が、野積みあるいは放置により垂れ流し状態となっており、改築等が必要な施設はあるのですか。

県

平成16年に家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律が適用されて、一応、コンクリートの床を設置し、屋根を設け、あるいは不透水性のシートを被せるといった措置が為されております。一部にまだその管理不徹底の部分がありますけれども、新たな改築は不必要なのではないかと思えます。

委員

指定施設として規制のかかる部分は、湖沼特定施設の畜房面積から20%縮小した、豚房であ

れば50m²から40m²、牛房であれば200m²から160m²というように決めています、20%とした理由が何かあれば教えていただきたい。

県

この面積要件は、湖沼法の施行令第6条で規定されたものであります。今まで、他の地域では指定にならないところを湖沼法の指定施設として厳しくということで、20%程度、厳しくしたということです。

【諮問9号「八郎湖に係る湖沼水質保全計画の策定について」】

委員

4、5年前から振興局が八郎湖のことを取り上げていて、その時に「水の郷の創出」というキャッチフレーズを掲げたと思います。今回、「わがみずうみ」というキャッチフレーズが出てきているわけですが、八郎湖について県のキャッチフレーズが変わるというのは、住民にとってどうなのかなと思います。

県

「わがみずうみ」という詩があり、住民の方々は「わがみずうみ」の詩に共感しております。長期ビジョンを策定する時に地域懇話会など行いましたが、長期ビジョンの内容もかつての八郎湖の姿を再生させるというイメージがあるのではないかとということで、「わがみずうみ」というキャッチフレーズにしたのです。住民の方々が描いてイメージを集約して、このような形になったということです。

委員

東部承水路の水質経年変化で、平成18年度にCODは上がって、窒素が減って、りんが上がっていますが、何の影響か等、議論はなかったですか。

県

18年度は、冬場にかなり大雪が降って雪解け水が多かった年でもあるし、夏場に大量のアオコが出て八郎潟上水道が断水ということで、どうも窒素、りんが食われたりして、例年と比べ異

常な値が出ているのかと考えますが、因果関係はまだつかめてないです。

委員

水質目標値ですけど、調整池・東部承水路と西部承水路では、水域によって相当水質が違うわけで、現状の水質データと改善目標値を書いてますが、判定する材料をどういうふうにご考えておられるのか。

県

最終的には3水域に分けて湖沼管理しますが、トータルとして悪い方を取って判定することになります。

委員

大久保湾全体を掌握するポイントとして、調整池・東部地点と馬踏川の橋の間で、もう1点ぐらい地点を設けてもいいのではないかと思います。成果が評価できるような場所を設けてモニタリングするというのも考えていいのではないかと感じます。

県

長期的な動向を見るための、環境基準点、それから補助点がベースになるかと思います。これから対策を進めて行く上で、もう少し測定場所を増やした方がいいとの指摘がありますが、専門家のご意見をお伺いしながら、監視体制をより充実させて行きたいと思っております。

委員

馬踏川は、場合によっては、流出水対策地区として規制がかかる大瀧村の干拓地以上に、負荷を出しているという現実があります。大瀧村の水田面積が一番大きくて負荷量が高いと書いてありますが、実際のデータを見ると馬場目川の方がよほど高い場合があって、特に春先から夏場にかけてアオコが発生するのは馬場目川流域で、東風に乗って干拓地に押し寄せてくるわけです。

委員

流域の対策を講じるにしても、監視業務、あるいはチェック業務というものが八郎湖流域でかなり増えてくるのではないのでしょうか。効果を上げようとするならば、なおさらそういうことが要求

されてくると思います。果たしてそれを受け入れる母体が、業務量を受け入れるシステムができるかどうか、いかがでしょうか。

県

工場・事業場に関しては、八郎湖監視員として2名を雇用して監視に従事してもらうことにしております。それから、水質保全型農業については、代かき期から田植えにかけて2週間程度ですけれども10名の監視員を雇用して、農林水産部、秋田地域振興局の農林部と連携をして巡回指導をするという形になります。

委員

農地対策で、エコファーマーの認定とありますが、エコファーマーに認定された場合、エコファーマーになった人のメリットというのは何かあるのですか。

県

低利で融資を受けられたりするというメリットがあります。また、直接支払いの二階部分を受給する要件となっております。

委員

代かき、不耕起、乾田直播とそれぞれ目標値が書いてありますが、これがもし、目標を達成できなければどうなるのだろうというのが、一番懸念していることです。西部承水路の流動化促進、大瀧村の流出水対策、それから方上地区の浄化施設の3点ですが、これをきちっと整合性をとってスタート時から実施しないと、営農努力をいくらやっても、目標達成ができない場合が十分考えられます。

県

対策を実施していく中で、きちっと毎年度モニタリングもしますし、今やっていることについての評価も、この審議会の場などを通じて十分御議論をいただいて、より良い対策が無いかということを考えながら実施して行きたいと思っております。

委員

湖岸の自然浄化機能回復はあくまでも案ということでしょうけど、一寸ここは回復しそうにはないのでというような箇所も計画にあった気がします。

計画を進めて行く場合には、調査期間も設定され、それから事業実際となるとおもいますが、その辺の見通しはどうか。

県

湖岸植生については、23年、24年あたりに事業実施ということで考えております。その前に、農地・水・環境保全向上対策で湖岸植生を実施する予定もあります。地点に関しては、例えば取水口の近辺であるとか、比較的植栽が可能な水深のエリア、そういったところをポイントとして実施する方向で検討することを予定しております。

委員

節水かんがいの実施の部分で「かんがい」と言ってしまうと農地個々の営農の部分の色合いが強くなる形になるのかと思いましたので、その循環、私はいつも余水というか必要以上に回っている部分が汚濁を拡散してしまっているという指摘をさせてもらってますけれども、それを減らすことで水田の浄化機能も高まるということですから、ここは節水かんがいの実施、それから節水かんがいだけではなくて「節水かんがい・農業用水の適正管理の実施」、そういうような地域全体の水管理の適正化による水田の浄化機能を高めるという、そういうニュアンスをここに盛り込んでもらうことはできないのかという提案がまず一つです。

方上地区の浄化に関しては、温暖化と言いますか、化石燃料なり電気エネルギーの消費というものを伴うことになるので、私の意見としては、この方上地区の部分はやはりまだ早いというか、あるいは保留というふうな方がいいのかなという個人的な意見は持っております。

樋門の改修費に5000万の予算を組んでいますが、それは、目標は24年であっても、放っておくことはできないので早くにきちんと必要最小限の施設を整備して、あるいは試験も含めて実施して行くというような考え方ですか。

県

西部承水路の流動化ですけれども、北側から最大12.6トンというのは旧樋門を残し、新しい樋門もできていますので、旧樋門を改修すると計算上は倍に流せるという計算です。

実際に実施してみないとわからない部分もありますので、まず試験を行い、水質浄化に資する

との結果が出ればそういう形にして行きたいと考えております。できれば、12.6トン最大限流して、一方通行にして改善できればということです。

委員

かんがい期に循環型でなくなると言うことで、南部排水機場から出た農地排水を農地に戻さずに、八郎湖の方に拡散させてしまうということであれば、一寸、どうなのかなと思います。

委員

いいえ、そのためにストッパーとしての方上地区の浄化施設があります。だから先程の3点の主要対策と整合性を持って行かないと、今みたいな議論になる。南部から西部に出したものを、そっくり残存湖に出すのは何の意味も無いわけです。

県

循環かんがいの議論になっておりますが、流出水対策推進計画から、循環かんがいの文語を落としましたが、これは、この文章そのものが大潟村の水田の負荷の大きい理由として土壤に由来するものだろうということで、文章上のつくりの関係から落としております。